出展申込書 **CYCLE MODE** RIDE OSAKA 2020 ※控えとして必ずコピーをお取り下さい サイクルモード事務局 宛 出展案内に記載の規定を遵守することを承諾し、下記の通り出展を申し込みます。 申込日: 玍 月 \Box 1. 出展者情報 フリガナ 企業名 フリガナ 代表者 (役職) (氏名) Ŧ TEL 実務(連絡) 担当者所在地 FAX フリガナ 所属部課 氏名 担当者 役職 E-mail 2. 一般からの問い合わせについて ※本項目は一般公開用です。必ずご記入ください。 出展表記社名 ホームページURL http:// お問合せ先 3. 出展申込内容 通常ブース ¥148.000(税抜) 小間 出展料金 (税抜) 出展小間数 バイシクルインフォメーションブース ¥ 98,000(税抜) 小間 出展料金 ¥ (税抜) 申込み時期にかかわらず消費税10%が別途必要となります。 展示する完成車数 □自転車本体/フレーム→ 出展品目 台 展示するフレーム数 台 ※試乗車は含まない ※該当する製品に □パーツ関連 □周辺機器 □ウェア・アパレル □アイウェア・ヘルメット・シューズなど チェックして ください □食品/サプリメント □その他() 出品ブランド数 その他要望 4. 試乗車について 試乗車の台数 台→ (うち電動アシスト自転車の台数: 台) 5. 小間内での販売予定があれば品目をご記入ください。 販売品目 6. 取扱代理店(代理店を通してお申し込みされる場合は下記にご記入ください。)

企業名	フリガナ	 請求先	│ │ □出展者 │	☆ □代理店	資料 送付先	□出展者	□代理店
実務(連絡)					TEL		
担当者所在	地				FAX		
	所属部課		氏名	フリガナ			
担当者	役職		八石				
	E-mail						

1. 「出展申込書」をサイクルモードライド大阪公式サイト 神込み (https://www.cyclemode.net/ride/)より

ダウンロードして保存のうえ、必要事項を入力してください。

2. ご入力後は、「出展申込書」をメールに添付しサイクルモード 事務局までお送りください。

サイクルモード事務局

E-mail: cycle@cyclemode.net

〒540-0008 大阪市中央区大手前1-2-15 テレビ大阪エクスプロ内 TEL:06-6947-0284 FAX:06-6944-9912

※メールで送信ができない場合はFAXにてお送りください。

申込み期限 2019年11月29日(金)

ただし、申込み締切日までにスペースが完売した場合は、その時点で受付を終了致します。 あらかじめご了承ください。

±30	受付日	ロゴデータ	請求書No.	請求日	入金日
事務局 使用欄					
23.12.11.1					

出展規定

1. 出展料の振込

- (1)申込書の内容に基づき、主催者である株式会社テレビ大阪エクスプロより請求 書をご担当者様に送付させていただきますので、下記期日までに出展料をお振 込みください。
- (2)振込手数料は出展者にてご負担願います。
- (3)振込先口座は請求書をご参照ください。
- (4)連絡なく振込期日までに出展料の入金確認が出来ない場合、出展申込は自動的 に取り消したなります。
- (5) 新規申込社および海外出展者については、出展料の入金確認後に出展受理となります。但し、申込締切日以降に未入金の新規および海外出展者がキャンセルした場合、本規定に基づいたキャンセル料が発生します。

国内	申込み受理日が 1日〜20日の場合	申込受理月の翌月10日		
出展者	申込み受理日が 21日~月末の場合	申込受理月の翌月20日		
新夫	見国内出展者	請求発行日から 10営業日以内		
K	与外出展者	請求発行日から 10営業日以内		

2. 出展のキャンセルについて

- (1)出展受理後のキャンセルは、事務局宛に事由書を提出の上、主催者の承認を得た場合でなければ認められませんが、やむなく出展の取り消しもしくは申込み内容の変更(小間数の一部キャンセルを含む)を行う場合には、その理由を明記した文書を事務局に提出し、承諾を得てください。
- (2)出展締切日の翌日(2019年11月30日(土))以降、やむなく出展の取消もしくは申込み内容の変更を行う場合には、その時期に応じて下記の出展取消料をお支払いください。なお下表は事務局が出展者からの取消通知書面を受領した日を基準とします。

【書面による取消・変更通知を受領した日】

2019年11月30日(土) ~2020年1月6日(月)	出展取消料…出展料金の50%
2020年1月7日(火) 以降の場合	出展取消料…出展料金の100%

- (3)出展者が上記相当金額を支払っていないときは、取消通知後、直ちに支払うものとします。出展者が既に支払った金額が上記相当金額を超過している場合は、超過分を事務局より返金します。この場合、振込手数料は出展者の負担とします。
- (4)事務局は、次に該当する場合、出展者に対し、何らの予告無しに出展を取消しする ことができ、また、出展料金全額をお支払いただきます。この場合、事務局は当該 場所を適切な方法で使用することができるものとします。
 - ①2020年1月7日(火)迄に出展料金を完納しない場合
 - ②事前申告ないに会期初日の2020年3月7日(土)8時までに小間の使用を 開始しない場合
 - ③出展規定および関連規定に記載の事項に違反し、事務局の催告によっても 改善が認められない場合

3. 小間位置の決定

小間位置は、出展規模、出展製品、試乗コースの利用度等を総合的に勘案して事務局が決定し、1月下旬に発表致します。

出展者は小間の割当について、苦情や出展取消等を申し出ることはできません。

4. 出展物や出展内容についての主な規定

(1)出展対象自転車について

サイクルモードでは、来場者にとって情報性の高い魅力的なショーであり続けるため、出品できる自転車に4つの基準を設けております。

- ①趣味・スポーツとして楽しめる
- ②所有者のライフスタイルやこだわりを表現できる
- ③技術やアイデアが革新的で話題性が高い
- ④安全性が確保されている
- (2)主な出展対象商品
 - ・自転車(スポーツ自転車が主対象。しかし、スポーツユースでなくても前述の 基準を満たすと主催者で判断するものに関しては可)
 - ·自転車関連用品
 - ・スクール、スポーツチーム、スポーツイベント、サービス、施設情報、観光誘致、 旅行などの関連情報
 - ・スポーツ関連用品

- ・自動車など移動に関連する商材および関連製品
- ボディケア関連
- (3)出展の申込受付に際して、出品する自転車の内容を事務局が確認させていただくことがあります。初めてご出展いただく場合は事前に事務局までご相談ください。また、出品物が上記の基準にそぐわないと主催者が判断した場合、撤去していただくことがあります。その場合も出展料の返金等はいたしませんので予めご了承ください。
- (4)両輪ともブレーキ装備無し、または片輪しか装備されていない自転車等を展示する場合、「日本国内における公道は走行禁止」である旨を必ず明示してください。また、上記のような自転車に試乗させることは一切禁止致します。
- (5)物品の販売

小間内での物品販売は、完成車および大型製品を除き可とします。ただし、事前 に出展申込書の所定欄に記入し、事務局の許可を受けてください。万博記念公 園の規定上、販売する物品の商品と金額の申請が必要です。事前の申請がない 場合の販売は認めません。飲食物は別途保健所等への届出が必要です。

- ※ここでの販売とは商品の引渡しをともなう取引を指し、申込や予約等の受付は 別とします。ただし、これらの契約行為に伴うトラブル等が発生しても主催者は 一切の責任を負いません。
- (6) 外国貨物を出展する場合は、所定の通関手続き後出展してください。特に場内で 消耗または加工する展示物は国内貨物でなければなりません。

5. その他規定

(1)小間の転売、売買等の禁止

出展者は、出展者相互間や第三者を問わず出展小間を転売・譲渡・転貸・交換等することはできません。

(2)出展者の責任

出展者は各自の責任において出展物や小間内の管理を行ってください。主催者は善良なる管理者として会場全体の警備および運営全般の管理保全にあたりますが、出展物の損傷や紛失、小間内における事故・搬入出時の事故、その他人体や財物に関する事故が発生した時の補償等について、主催者は一切の責任を負いません。よって、必要に応じて損害保険への加入をご検討ください。なお、試乗コースにおける来場者自身の事故等について主催者は保険に入っておりますが、自転車自体の破損、ならびに自転車の整備に過失があった場合の事故に関して主催者は一切補償いたしません。試乗をさせる場合は、必ず出展者の説明員の方が充分説明し、事故防止に努めてください。

(3)立ち入り検査

設営期間中・会期中を問わず、所轄消防署査察・所轄保健所査察・イベント会場 査察その他立ち入りの必要があると主催者が判断した場合は、出展者の同意の 有無にかかわらず小間内への立ち入り査察を行うことがあります。

(4)展示会開催の変更・中止

主催者は、天災地変等の不可抗力、その他主催者が管理できない事由が生じた場合、本展示会の展示規模の縮小、または開催を中止することがあります。この場合、主催者が開催準備のために要した費用、展示会場等の使用取り消し費用等を除き、残りの出展料を出展者へ返金いたします。なお、出展者が要した費用や損害について、主催者は一切責任を負いません。

(5)出展要領と規定の遵守

出展者は、本要領の内容および出展案内、今後配布する出展マニュアル等の記載事項を予め了承いただき、遵守することを約束の上、本展示会への出展申込をされるものとし、この点において将来いかなる時点においても一切の異議を受け付けません。

(6)出展申込契約の解除、将来の出展拒否

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は出展者に何らの催告なく本契約を解除する権利を有するものとし、この場合、主催者が被った損害は出展者に請求され、出展者はその損害を賠償せねばなりません。また本契約を解除された出展者が将来的に本催事へ出展を希望した場合、主催者はこれを拒否する権利を有するものとします。

- ①出展料の全部または一部を支払わない場合
- ②出展対象以外のものを出展した場合
- ③禁止行為を、禁止の解除承認なく行った場合
- ④出展小間を展示会出展以外の目的に使用した場合
- ⑤出展小間を使用しない場合
- ⑥著しく本展示会の信用を失墜する行為があった場合
- ⑦その他本要領および出展マニュアルに違反した場合

また、出展申込後、来場者や他の出展者に対する迷惑や運営上の妨害等が予想 されると主催者が判断した場合、即時の契約解除ができるものとします。

(7)所轄裁判所

本契約から生ずる権利義務についての争いが生じた場合、大阪地方裁判所を第 一審所轄裁判所とします。